

京都府警察シンボルマスコットの使用について（通達）

〔 最終改正 令和 2. 12. 25 例規務第44号 〕
〔 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

みだしのことについて下記のように定め、平成28年3月24日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、京都府警察シンボルマスコットの積極的な活用について（平成27. 2. 20：一般広第32号）の一般通達は、廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、京都府警察シンボルマスコット（以下「マスコット」という。）の適正な使用のため必要な事項を定めるものとする。

2 マスコットの名称及び基本図柄

(1) 男性版マスコット

ア 名称は、「ポリスマろん」とする。

イ 基本図柄は、別図第1のとおりとする。

(2) 女性版マスコット

ア 名称は、「ポリスみやこ」とする。

イ 基本図柄は、別図第2のとおりとする。

3 使用の基本

マスコットは、府民に信頼され親しまれる京都府警察を確立するため、広報活動、各種行事、日常の府民との応対等の警察活動に際して、効果的に使用するものとする。

4 使用の範囲

(1) マスコットを使用することができる物品等は、別表のとおりとする。

(2) マスコットを公務上使用する名刺に使用するとき、次の事項に留意するものとする。

ア 原則として、名刺の左上部余白に別図第1及び別図第2に示す色調又はモノクロームで印刷すること。

イ 図柄の併用（マスコットをマスコット以外の図柄と併用する場合を含む。）は、2点に限ること。

ウ 男性版マスコットと女性版マスコットとを並べて表示するときは、1点の図柄とみなすこと。

エ 男性版マスコットと女性版マスコットとを離して表示するとき又はマスコットをマスコット以外の図柄と併用して表示するときは、一方の図柄にあつては左上部余白に、他の図柄にあつては左上部以外の3隅のいずれかの余白に印刷すること。

5 留意事項

マスコットの使用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 基本図柄の変形（縦横の比率の変更を含む。）をしないこと。

(2) モノクロームで使用する場合を除き、別図第1及び別図第2に示す色調を変更しな

いこと。

- (3) 女性版マスコットを使用するときは、別図第2に示す図柄の使い分けに配慮すること。
- (4) 警告書、呼出状その他の職権を行使するための文書又は図画には使用しないこと。
- (5) 個人の宣伝又は不当な目的に利用されないようにすること。

6 関係機関、団体等への使用許可

- (1) 所属において、防犯活動又は交通安全活動を行うボランティア団体、自治体その他の警察活動に関係する機関、団体等（以下「関係団体等」という。）から警察活動に関連する活動にマスコットを使用したい旨の申出を受けたときは、イラストデータ等使用許可申請書（別記様式。以下「申請書」という。）の提出を求め、提出された申請書を広報応接課長に送付するものとする。
- (2) 広報応接課長は、前記6の（1）の規定による申請書の送付を受けたときは、その内容を審査し、後記6の（3）の規定により不許可とする場合を除き、マスコットの使用を許可するものとする。
- (3) 広報応接課長は、関係団体等によるマスコットの使用について、当該マスコットの使用が次のいずれかに該当し、又は該当するに至ったときは、不許可とし、又は許可を取り消すものとする。

ア 警察の信用若しくは威信を傷つけられ、若しくは警察に対する正しい理解を妨げられ、又はそのおそれがあると認めるとき。

イ 特定の団体、個人等の宣伝に利用され、又はそのおそれがあると認めるとき。

ウ 不当な利益を得るために利用され、又はそのおそれがあると認めるとき。

エ 正しい使用方法以外の方法により使用され、又はそのおそれがあると認めるとき。

オ その他使用を許可することが適当でないと認めるとき。

- (4) 当府警察が関係団体等と共同して行う警察活動においてマスコットを使用するときは、申請書による申請を要しないものとする。

7 細部事項

この通達に定めるもののほか、マスコットの使用に関し必要な細部事項については、広報応接課長が別に定めるものとする。

別表

マスコットを使用できる物品等

種 目	物 品 等
事 務 用 品	封筒、便箋、けい紙、筆記具等
印 刷 物	ミニ広報紙、ポスター、パンフレット、ちらし、報道資料、名刺、書籍等
看 板 物	看板、懸垂幕、横断幕、パネル、プラカード等
被 服	柔道着、剣道着、ユニフォーム、腕章、運動着、作業着、ネクタイ等
装 備 資 機 材	車両、航空機、船舶、盾等
装 飾 品	ネクタイピン、カフスボタン、ハンカチ、ワッペン、縫いぐるみ等
記 念 品	メダル、カップ、トロフィー、盾等
ウ ェ ブ サ イ ト	京都府警察ホームページ等
そ の 他	広報応接課長が必要と認めるもの

別記様式

— —
—
年 月 末日 廃棄

京都府警察本部総務部広報応接課長 殿

年 月 日

(申請者)

住所

職業

氏名

電話番号

イラストデータ等使用許可申請書

使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分までの間			
使用場所等				
使用者 ※ 申請者 と同じ場 合は、記 載不要	住 所			
	職 業		氏 名	
	電話番号	※使用時に連絡可能な番号を記載してください。		
使用する イラスト データ等	1 「ポリスマろん」のイラストデータ 2 「ポリスマみやこ」のイラストデータ 3 その他 ()			
使用目的				
使用方法				
備 考				

誓 約 書

この度、イラストデータ等の使用許可を申請するに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- 2 使用の際は、データの改変、加工等をしないこと。
- 3 使用後は、データの消去又は資料の返納を行うこと。
- 4 やむを得ず使用方法等に変更があるときは、広報応接課に事前連絡すること。

署名 (申請者又は使用者)

注 以下、警察記入欄

許可に関する 意見等		回答	月 日 () 担当者 :
---------------	--	----	------------------